

第22期第19回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月20日(月) 14時00分から15時40分まで
- 2 開催場所 高知市丸ノ内2丁目1-10 高知城ホール 2階「中会議室」
- 3 出席委員 前田浩志、澳本健也、浦尻和伸(W e b)、小笠原利幸、木下清、問可柁善(W e b)、畠中悠、前田嘉広、山崎國光、石田実(W e b)、蔭山純由、益本俊郎、川竹佳子、中澤芳江(計14名)
欠席委員 中川幸成
署名委員 畠中悠、川竹佳子
県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 浜渦課長
水産試験場 山下チーフ
事務局 飯田事務局長、井上次長、近澤チーフ、谷口主幹、坂本主事
- 4 審議事項
 - 第1号議案 会長の解任について
 - 第2号議案 会長の選任について
 - 第3号議案 令和5管理年度における漁獲可能量(するめいか及びくろまぐろ)の設定について
 - 第4号議案 漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について(刺し網漁業)
 - 第5号議案 制限措置の一部変更について
 - 第6号議案 漁業権の一斉切替えに係る海区漁場計画設定について
 - 第7号議案 浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について
- 5 報告事項
 - 令和4管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について
- 6 議事内容

飯田事務局長	それでは、定刻となりましたので、ただ今より第19回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。委員定数15名の内、出席委員は14名(中川委員欠席)で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。では、会長、お願いいたします。
前田会長	皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。
松村部長	みなさん、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。第19回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。 暖かい日が続きまして、新型コロナウイルス感染症も落ち着きを見せて

おりますが、今回は、Web併用とさせていただきます。

さて、本日は、議案が7件、報告事項が1件ございます。

第1号議案の「会長の解任について」及び第2号議案の「会長の選任について」は、前回の協議会での議論に続きまして、本委員会における結論を出していただくことになろうかと思えます。

第3号議案は「令和5管理年度における漁獲可能量（するめいか及びくろまぐろ）の設定について」でございます。これは、本年4月1日から来年3月末日までの新しい管理年度における「するめいか」と「くろまぐろ」の漁獲可能量の設定について、ご審議をお願いするものです。

それから、第4号議案の「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正について（刺し網漁業）」と、次の第5号議案「制限措置の一部変更について（刺し網漁業）」でございます。大変申し訳ございませんが、これは、きす刺し網漁業に関する記載誤りを訂正しようとするものです。令和2年12月の漁業法改正に伴う許可方針の見直しをした際の確認が不十分であったためですが、改めてお詫びいたします。

第6号議案「漁業権の一斉切替えに係る海区漁場計画設定について」は、県内の漁業権が現在847件ございますが、その全てについて今年の8月末日に存続期間が満了しますので、9月1日からの新たな免許を行うための準備として、海区漁場計画を定めるため、ご意見をお伺いするものでございます。

議案の最後は、第7号議案「浦ノ内におけるあさりの採捕に係る委員会指示について」でございます。これは、昨年2月21日に本委員会にて決定された、浦ノ内湾の天皇洲付近の「あさり」の採捕禁止に関する委員会指示の有効期間が、本年3月31日までとなっておりますので、さらに1年間継続することについて、ご審議をお願いするものです。

続きまして、報告事項は「令和4管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」でございます。これは、国から小型魚の漁獲可能量について追加配分を受けたことから、知事管理漁獲可能量を変更したことの報告でございます。

以上、適切なご意見・ご答申を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞ、よろしく願いをいたします。

前田会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、中川委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、畠中委員と川竹委員にお願いします。

前田会長

それでは議題に入ります。

第1号議案について、事務局からの説明を求めます。

飯田事務局長

事務局から説明いたします。

会議規則第7条では、「委員は自己に関する事件については議事にあずかることができない」と規定されており、第1号議案につきましては前田会長に関わるものであることから、会長にはご退出をお願いいたします。

(会長退出)

山崎委員

ちょっと。ただ名刺を出しただけで海区の会長を辞めさせるのか。県はわしらが反対した時に強行したやろう。その責任はとらんのか。

蔭山委員

前回、問題になったのは、海区調整委員会の委員というのは公務員の立場であると。公務員は公平、公正、中立であるのに、出かけて行って一方に肩入れして相手方をお願いすることはしません。それは出来ないということです。公務員として会長がそういうことをしたのは問題であって、今回は会長を引いてもらってはどうかという議論となって、皆さん賛成しました。

ですから、名刺を出す、出さないの問題ではなく、公務員のあり方としてどうなのかということが問題になったということです。

飯田事務局長

まずは議事の方を進めさせていただきます。会議規則第1条「委員会の会議は会長が議長となる。会長に事故ある時は会長代理が代理する」との規定により、澳本会長代理に議長を務めていただきます。

澳本会長代理

事務局から説明がありましたとおり、私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、会議規則第7条では委員は自己に関する事件については議事にあずかることができないが、委員会の承認があった場合には会議に出席し、発言することができることが規定されておりますが、前田会長に出席していただくかどうか、委員の皆様にご審議いただきたいと考えております。いかがでしょうか。

(会長代理の説明中、山崎委員が「辞めてもかまん」と発言し、退室)

畠中委員

本日の会は1号議案、2号議案と大事な議題があるわけですが、やはりこれは皆さんが出席して対面で協議するのが本当であり、コロナも下火になっているのに何故Webで開催するのか、その辺をお聞きしたいと思います。

浜渦課長

委員の皆さんもお忙しい中で、時間を調整して出席いただいております。本来なら、顔を付き合わせて、一同に会して会議をするのが微妙なニュアンスだとか、そういったものが伝わりやすいんですが、社会の状況の変化、皆さんのスケジュール調整のこともあり、現在では様々なところでリモートでの会議、打ち合わせ等が行われております。そうした社会情勢の変化も踏まえてWebも可とし、来ていただける委員さんについては来ていただくという形で開催させていただいております。

澳本会長代理

会長に出席いただくかどうかということについてはいかがでしょうか。

(「出席してもらったらいい」と言う者あり。)

澳本会長代理

それでは会長に出席していただきたいと思います。

(会長入室)

澳本会長代理

それでは、第1号議案、「会長の解任について」、私から経緯を説明いたします。

昨年10月31日に開催されました、第15回の当委員会において、令和4年度しらすうなぎ特別採捕取扱方針の議案が審議された際の資料に、県の意見公募に寄せられた意見を整理した資料がございました。そのNo.45の意見が、「高知県の特別採捕許可における指定集荷人の選定において、海区漁業調整委員会の要職にある委員が昨年度、漁業調整規則違反で逮捕され有罪となり、執行猶予期間中の関係者を、県西部の許可名義人のところへ推薦活動を行った。特別採捕許可の取扱方針を中立公平な立場で審議する者として適格性に欠ける行為であり、公明正大な対応をお願いしたい。」というものでした。

この意見に対して、出席委員より、その事実関係を調査すべきではないか、とのご意見があり、会長が委員の皆様にご調査について諮ったところ、全会一致で調査を実施することが決定されました。

そして、令和5年2月20日開催の海区委員会協議会で、事務局からこの件についての調査結果が報告され、県西部の許可名義人に対し、指定集

荷人の選定において推薦活動を行ったのが前田会長であることが確認されました。これについて、前田会長本人も間違いのないことを認めておりました。

また、推薦された県西部の許可名義人と前田会長本人からの聞き取り調査の結果についても説明がありました。前田会長からは、この推薦活動について、「推薦した人物から指定集荷人になりたいとの相談を受けたため、海区委員として行った漁業調整の仕事の一環である」との説明がありましたが、他の委員からは、「一方的に推薦を行うことは漁業調整とは言えない」、「海区委員は特別職公務員であり、不適切な行為である」などの意見が出されました。

前田会長も交え、協議しましたが、委員会としては、「前田会長の行為は会長として不相当であり、会長を解任すべきである」という結論に至ったことから、漁業法第137条第3項「海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不相当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる」との規定に基づき、次回の海区委員会において、会長の解任を議案とすることが決定しました。

以上が、本日の委員会で会長の解任についての議案を審議することとなった経緯です。

この件について、委員の皆様、ご意見、ご質問はございませんか。

前田会長

はい。推薦活動は、確かに私は行きました。それは向こう側の漁業者の方から依頼があって行ったことであって指定集荷人個人に頼まれたわけではないです。そこは大きく違うので説明の文章を訂正してください。

ここで何か法律違反にあたるものがあったのでしょうか。これからいろいろなことをやっていくうえで、また同じことを繰り返すかもしれないので、どういうものが法に触れるのか、教えてもらいたいです。

浜渦課長

前回の委員会の結論では、委員として適切ではなかったということですが、何かの法律に違反する行為があったかどうかということについては確認していません。

澳本会長代理

他の委員の皆様、ご意見はございませんか。

蔭山委員

前回も申し上げましたが、公平・公正・中立という公務員としての立場を逸脱しているということで、これは問題ではないですかと。例えば、漁業調整というのは漁協内部の問題であれば漁協の組合長や役員が集まって調整する、漁協間の調整はそれぞれの漁協の組合長、役員が入って調整

する、それでもけりがつかなければ、県が入って調整する。そういったところに海区調整委員会が入って調整したというのは、聞いたことがない。

委員がそういった場合に出てくるのは、組合長の立場として出てくるのであって、委員としての立場でやっているのではないということで、今回のことについては問題があるのではないかという話だったと思います。

澳本会長代理

他にございませんか。それでは、お諮りしたいと思います。

第1号議案「会長の解任について」、解任するということで賛成の方挙手をお願いいたします。

賛成者9名ということで賛成多数となりましたので、前田会長については解任ということで決定いたします。

前田会長

皆様、今までいろいろ助けていただき、ありがとうございました。
今日は体調がすぐれないので、帰ります。

(会長退室)

澳本会長代理

それでは、この後の会長決定について、説明をお願いします。

飯田事務局長

会長が不在となりましたので、会議規則第1条「委員会の会議は、会長が議長となる。会長に事故ある時は、会長代理が代理する。」との規定により、引き続き澳本会長代理に議長を務めていただきます。澳本会長代理、よろしくをお願いします。

澳本会長代理

それでは続きまして、第2号議案「会長の選任について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

飯田事務局長

会長の選任方法について、ご説明を申し上げます。会長の選任につきましては漁業法第137条第2項及び委員会規程第4条第1項によりまして、委員が互選することが規定されております。近年の委員会におきましては皆様全員の話し合いによりまして、推薦あるいは立候補により会長が選出されております。

今回の会長の選任におきましても、全員での話し合いにより決定していただけたら良いのではないかと、事務局としては考えます。

澳本会長代理

ただいま事務局の説明がありましたが、推薦か立候補により会長を選任することで意義ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

澳本会長代理	それでは会長の選任につきまして、立候補する委員又は会長に適任であると推薦する委員はございませんか。
畠中委員	会長経験者の木下さんを推薦いたします。
蔭山委員	木下委員が推薦されましたが、私もそれが良いと思います。これまでこの委員会でいろいろ協議してきましたが、県漁協さんと湾漁協さんの案件が非常に多く、公平中立という立場から、誰かが運営するのであれば、これまで案件が少なかった組合の方が立つのが良いのではないかと思うので、是非お願いします。
澳本会長代理	他にございませんか。
木下委員	会長代理が会長になったら良いと思うが。
澳本会長代理	県漁協の案件がかなり多いので、公平を保つ意味から、私は適任ではないと思います。
澳本会長代理	今、木下委員が良いのではないかという推薦がありました。 それではお諮りいたします。第2号議案「会長の選任について」、木下委員を会長に選任するということによろしいでしょうか。
	(「異議なし」と言う者あり。)
澳本会長代理	それでは木下委員を会長に選任いたしますので、私は議長の役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。
飯田事務局長	それでは会長に就任のご挨拶をいただきます。
木下会長	会長に選任されました木下でございます。 前会長のピンチヒッターということで、残任期間を皆様のご協力を得まして頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
飯田事務局長	ありがとうございました。 それでは、会議規則第1条により、ここからは木下会長に議長をお願いいたします。

木下会長

それではここから議長を務めさせていただきます。

第3号議案「令和5管理年度における漁獲可能量の設定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長

それでは、第3号議案「令和5管理年度における漁獲可能量（するめいか及びくろまぐろ）の設定について」ご説明いたします。資料2の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

4高漁管第1249号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第16条第1項の規定に基づき、するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における数量について定めるため、同条第2項の規定により諮問します。令和5年3月14日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

今回は、国からの通知に基づき、するめいか及びくろまぐろについて、漁獲可能量を設定するものです。

資料の4ページをお願いいたします。資料4ページは、くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知です。令和5管理年度に本県に割り当てられた漁獲可能量は令和4管理年度と同じ、小型魚75.5トン、大型魚16.7トンであり、この数量を高知県資源管理方針に基づき管理します。

資料5ページは、するめいかに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知です。令和5管理年度に本県に割り当てられた漁獲可能量は、「現行水準」ですので、現行水準以上に漁獲量を増加させないように管理をする必要があります。

くろまぐろにつきましては、資料6ページをご覧ください。都道府県別漁獲可能量として、国からの数量配分を受けると、県はそこから留保分を引き、知事管理漁獲可能量を定めます。結果、小型魚68トン、大型魚15.1トンとなり、この数量を今までは月別漁獲枠に振り分けていましたが、令和5管理年度からは漁法別、四半期ごとに振り分けることとなり、小型魚、大型魚の表にあります割合に基づき、配分します。この配分については、前回、第18回の委員会で変更の承認をいただいた、高知県資源管理方針の規定によるものです。資料7ページと8ページは、それぞれ小型魚と大型魚についての資源管理方針の一部抜粋資料で、知事管理区分への配分方法を記載しております。ただいまの漁獲可能量の設定に係る告示については、資料2ページと3ページの告示案のとおりです。

今回ご審議いただくのは、以上のように、するめいか及びくろまぐろについて、農林水産大臣からの通知に基づき漁獲可能量を定めるものです。なお、その公表手段は、高知県公報へ漁獲可能量を告示することとします。

参考として9ページにするめいかの全国及び過去の漁獲量のデータを添付しておりますので、ご覧ください。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案「令和5管理年度における漁獲可能量の設定について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると答申いたします。

木下会長

続きまして、第4号議案「漁業の許可又は企業の認可方針の一部改正について」、及び第5号議案「制限措置の一部変更について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長

第4号議案「漁業の許可又は起業の認可方針の一部改正」及び第5号議案「制限措置の一部変更」については、改正の内容が重複しておりますので、2つの議案を併せて説明いたします。

まず資料2の1ページ目をお願いします。

4高漁管第1250号。令和5年3月14日 高知海区漁業調整委員会会長前田浩志様。高知県知事濱田省司。漁業の許可又は起業の認可方針について、別紙案のとおりその一部を改正したいので、貴会の意見を伺います。ここからは、座って説明させていただきます。

これ以降の説明では、漁業の許可又は起業の認可方針について、「許可方針」として説明いたします。

まず、資料2ページ、許可方針の改正理由について説明いたします。今回の改正は、きす刺し網漁業の須崎地区の操業区域の記載及び入野・田野浦地区の許可すべき数の上限について誤りがあったため、修正するものです。

6ページをご覧ください。須崎地区のきす刺し網漁業の操業区域図ですが、令和2年の漁業法改正に伴い、許可方針を定めた際に操業区域の表現を見直し、以前の操業区域(1)及び(2)を併せて現在の(1)に変更したにもかかわらず、表中の記載が以前のものとなっていたため、これを

改めます。

3ページに戻りまして、新旧対照表をご覧ください。まず操業区域6、須崎地区の操業区域は、6の(1)及び(2)が正しい記載ですが、誤って6の(1)から(3)となっていたため、表の右側、旧の操業区域6(1)及び(2)を表の左側の新、6(1)に改め、4ページにうつりまして、右側、旧の操業区域6(3)を左側(2)に改めます。

次に操業区域7、入野、田野浦地区については、現在の許可数が3であるにもかかわらず、許可方針を定めた際に、誤って許可すべき数の上限を1と定めたため、右側、旧の「1」を左側、新の「3」に改めるものです。

なお、参考として資料の7ページに操業区域7の操業区域図を、8ページ目以降に、改正後の許可方針案を添付しております。

次に資料3の1ページをお願いします。

4高漁管第1251号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則第4条第1項第9号に掲げる刺し網漁業について、制限措置を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和5年3月14日。高知県知事濱田省司。

この制限措置の変更については、先ほど説明しました、第4号議案の許可方針の改正に伴い、制限措置を変更するものです。

2ページの告示案をご覧ください。操業区域6の表中の記載を改めますが、操業区域7については、現在許可を持っていない漁業者による新規の申請がないので、現在の許可すべき数の告示を変更する必要はありません。

以上で説明を終わります。

木下会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

質問もないようでございますので、お諮りいたします。

第4号議案「漁業の許可又は起業の許可方針の一部改正について」及び第5号議案「制限措置の一部変更について」は原案のとおり改正することに、ご意義ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第4号議案及び第5号議案は、原案が適当であると答申いたします。

木下会長

続きまして、第6号議案「漁業権の一斉切替えに係る海区漁場計画設定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

近澤チーフ

それでは、第6号議案「漁業権の一斉切替えに係る海区漁場計画設定について」ご説明いたします。資料4-1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

4高漁管第1238号。高知海区漁業調整委員会様。漁業権の一斉切替えに係る海区漁場計画設定について、漁業法第64条第4項の規定により諮問します。令和5年3月17日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

はじめに、送付した資料の確認をいたします。第6号議案の資料は全部で6種類です。A4サイズの資料は2種類ありまして、資料4-1と資料4-2です。それよりも大きなA3サイズの資料は4種類ありまして、資料4-3、資料4-4、資料4-5そして資料4-6です。

以上6種類の資料をお手元にご用意ください。もし、不足する資料がございましたら、予備の資料をお渡ししますので、挙手をお願いします。

それでは内容の説明に移ります。資料4-1の2ページをご覧ください。漁業権免許に関するフロー（一斉切替）でございます。まず、一斉切替えの意味ですが、現在、高知県には、全部で847件の漁業権がありまして、その全てが令和5年8月31日に漁業権の存続期間が満了することにより消滅します。引き続き継続して漁業権を行使するためには、令和5年9月1日付けで新たな免許を受ける必要があります。そのための新たな計画の作成と免許の手続について、一斉切替えと称しているところです。

このフロー図の、右の列の漁協・漁業者等から昨年の11月に提出していただいた海区漁場計画設定申請を県の漁業管理課で受け付けたあと内容を調査して計画素案を取りまとめまして、高知県のホームページで素案のパブリックコメントを3月6日から3月16日まで実施しました。なお、関係する市町村、漁業協同組合、大敷組合などには、直接郵送しております。その結果、意見書の提出はありませんでしたので、3月17日付けで結果の公表を行い、事前に送付した海区漁場計画案のと通りの立案となりました。フロー図の左列をご覧ください。一斉切替えのときは、件数が多いため、部会に付託することが慣例となっております。本日の委員会で、各部会への付託を決定していただきましたら、部会での審議のあと、4月の委員会で報告していただき、5月に公聴会を開催し、委員会の答申が得られましたら、5月31日の高知県公報に正式な計画を掲載する予定です。

それでは、海区漁場計画案の概要を説明しますので、4ページの(1)海区漁場計画総括表をご覧ください。高知県の漁業権について現在の免許件数は全部で847件です。そのうち新しい計画案に掲載されずに消滅する予定の件数は12件です。残りの835件は継続するため新しい計画案に掲載しております。継続する835件のうち、内容に変更のないものは797件

で、内容に変更のあるものは38件です。変更のある38件の内訳は、漁場区域の変更が1件、漁期の変更が5件、漁業種類の変更が26件、その他の変更が6件となっております。そして今回は、新設する漁業権がありませんでしたので、計画する件数は835件であり、継続の件数と一致しております。また、計画する835件の全件数が類似漁業権となっております。今回の計画では類似漁業権以外の漁業権はございません。

それでは、資料4-2をご覧ください。資源管理の状況等の報告についてです。資料4-2の1ページ目の本文を読み上げます。漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有し、漁業法第90条に基づき1年に1回以上その活用状況等を知事に報告しなければならないこととなっております。また、知事は当該報告を受けて、海区漁業調整委員会に対し必要な事項を報告するものとされています。

今回、各漁業権者から報告を受けた内容を取りまとめましたので報告します。その下の表の左端の区分は大きく分けて、上から共同、区画、定置となっております。共同はさらに細かく分かれています。これら共同漁業権に関する現行の免許件数は合計685件となっており、そのうち活用漁業権数は680件です。活用漁業権としましては、現在活用されている漁業権又は将来活用する見込みのある漁業権について計上しております。そして、その割合は99パーセントとなっております。右端の列には、資源管理等の取組の状況を記載しております。共同漁業権の取組としましては、操業規制、藻場造成、種苗放流などがございました。同じように、区画の合計は現行免許件数が126件で、うち活用漁業権数は121件、96パーセント。取組としましては、清掃や漁場環境調査などがございました。最後の定置漁業権は現行免許件数36件のうち活用漁業権数34件で94パーセント、操業規制や種苗放流等がございました。次の2ページからは5ページまでは報告書の様式を掲載しております。資源管理の状況等の報告については以上です。

その次の資料4-3は、漁業権の一斉切替に係る海区漁場計画案のうち共同漁業権の部分です。資料は83ページ分ございます。その次の資料4-4は、同じく海区漁場計画案のうち区画漁業権の部分であり資料は20ページ分でございます。それから資料4-5は、定置漁業権の部分であり6ページ分ございます。

最後の資料4-6は、変更予定の漁業権と消滅予定の漁業権について抽出したものです。

以上で事務局からの説明を終わります。

木下会長

ただいまの事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
一斉切替えに係る漁場計画設定については、これまで各部会に付託して検討を行ってきたところです。今回もそうしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第6号議案の共同漁業については沿岸部会に、区画漁業については養殖部会に、定置漁業については定置部会に付託することといたします。各部会の委員の皆様はよろしくお願いたします。

部会での審議が終わりましたら、各部会長から報告を受けまして、再度本委員会で審議いたします。

木下会長

続きまして、第7号議案「浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会支持について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

井上次長

それでは、第7号議案「浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について」ご説明いたします。

この委員会指示は、資源量が著しく減少している浦ノ内湾のあさりについて、その資源を回復させるため、平成24年から毎年指示しているもので、現在、採捕については承認制となっております。この指示が、今月末をもって指示期間が満了するので、新たに指示しようとするものです。

まずはじめに、水産試験場増養殖環境課山下チーフから、あさりの資源状況について説明させていただきます。それでは山下チーフ、お願いします。

山下チーフ

水産試験場 増養殖環境課の山下です。よろしくお願いたします。

それでは、令和4年7月に実施した天皇州のあさり現存量調査についてご説明します。この調査は、あさりの食害防止のために天皇州に設置した被せ網について、効果等を検証することを目的としています。

資料の2「令和4年度アサリ現存量の調査方法」をご覧ください。天皇州上のあさり食害防止用被せ網について、敷設エリアを東、西(1)及び西(2)の3つに区分し、それぞれ12、15及び2枚の被せ網を調査対象としました。なお、西側(2)エリアにつきましては、被せ網の撤去が検討されているため、参考程度ということで2枚だけ調査しました。調査対象とした被せ網の下では、内径10.8センチメートルの塩ビ管で作成したサンプラーを用いて深さ10センチメートルまで13回ずつ砂

を採取しました。採取した砂からあさりを選び分け、網ごとのあさりの総重量を測定しました。このあさりについては、個体別の殻長を測定しました。測定にはデジタルカメラの画像から複数のあさりの殻長が測定できるアプリケーションソフトを用いました。その殻長に重量換算式を当てはめて個体別重量を算出しました。また、干潟での調査の前にドローンで被せ網を空撮し、その画像からすべての被せ網について砂に埋まった割合を目視により推定し、埋没した被せ網の面積を算出しました。これは、被せ網が砂で埋まりますと、その下で生息していたあさは水管が砂の表面に届かずに窒息してしまうので、食害防止による増殖効果が失われてしまいます。このため、現存量の推計に用いる面積から埋没した面積を除く必要があるために実施した作業です。そのようにして得たデータから、天皇州におけるあさりの総現存量と漁獲対象となる殻長3センチメートル以上の現存量を推定しました。

続きまして、資料の表をご覧ください。現存量調査の結果でございますが、まずは、表の一番下の数値に関してご説明いたします。被せ網は平成29年度と30年度に合計563枚設置されました。昨年度の調査時点では、設置面積の半分近くが砂に埋没しており、あさが生息していると思われる面積は、被せ網の枚数見合いで302.6枚分でした。令和4年の天皇州におけるあさり全体の推計現存重量は、63トン、殻長3センチメートル以上の現存量は、59トンであり、前年比でそれぞれ半分近く減少していました。最も埋没した面積の割合が多かったのは、平成30年度に設置された西側（2）エリアで、ここの被せ網は撤去が検討されています。

資料左下の図2をご覧ください。この図は東と西（1）エリアにおけるあさり現存量の推移を示したものです。あさり現存量は、設置から約2年が経過した令和2年度調査時にピークを迎え、その後は減少傾向を示しています。東側と西側（1）も西側（2）ほどではないにしても砂の影響を受けており、これが現存量減少の主な原因と考えています。

以上です。

井上次長

それでは、事務局から浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について説明します。元の資料に戻りまして、1ページから2ページが指示（案）、3ページが新旧対照表、4ページから12ページまでが取扱要領、13ページが指示区域、14ページが要望書となっています。

それでは、資料の1ページをお願いします。今回発動しようとする委員会指示の案を載せております。指示の内容は、昨年と同様で、変更点は、3ページの新旧対照表をご覧ください。

指示番号、指示日、有効期間が変更となっています。なお、本日、会長

が木下会長になりましたので、会長名も変更させていただきます。

取扱要領案については、変更はありません。

承認の審査についてですが、浦ノ内のあさりについては、かつて多くの県民が潮干狩りを楽しむなど、非常に身近な存在であり、県民の皆様の関心も高い中、平成24年以降委員会指示によりその採捕を禁止していることを踏まえ、承認に当たっては、取り組みの実施者等に委員会で説明していただいたうえで、資源への影響や公益上の支障、地域活性化や交流人口の拡大など、複数の観点から委員会で審議、承認の可否について決定をしていただくこととしています。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

木下会長

ただいまの事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第7号議案「浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について」は原案のとおり委員会指示を発動するというところで、ご意義ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

木下会長

ご異議ないようですので、第7号議案は原案のとおり、委員会指示を発動いたします。

木下会長

議案は以上ですが、次に報告事項にうつります。

報告事項「令和4管理年度における漁区可能量の変更について」、事務局の説明を求めます。

井上次長

それでは、報告事項「令和4管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について」説明いたします。資料6の1ページをお願いします。

ここからは座って説明させていただきます。

それでは、資料6の5ページをお願いします。今回は、くろまぐろに関する令和4管理年度の漁獲可能量に係る第7回融通要望調査の結果、小型魚の漁獲可能量について1.9トンの譲り受けがあったことから、国からの通知に基づき3月2日に知事管理漁獲可能量を変更したことを報告いたします。

資料の2ページ目、新旧対照表をご覧ください。今回の融通により、本県における大型魚の知事管理漁獲可能量は、資料の表中にありますとおり、「84.1トン」から「86トン」に変更になりました。

4ページをご覧ください。今回配分された1.9トンを、現在の資源管理方針に基づき、漁獲可能期間が終了していない月の割合の合計を分母とし、漁獲可能期間が終了していない各月の割合を分子とした係数を用いて知事管理区分に按分したところ、国からの通知が3月1日付けであったため、その全量を3月に追加することとなりました。前回の海区委員会で報告しましたが、国からの追加配分により、2月17日に、漁獲可能量は2月が4.58トン、3月が6.336トンとなりました。しかしその後、2月の漁獲量が6.1843トンとなったため、超過量が1.6046トン発生しました。このため、3月の告示数量であった6.3363トンから2月の超過量である1.6046トンを差し引いた数量に、今回追加配分となった1.9トンを足した6.6317トンが3月の漁獲可能量となりました。

ページが戻りまして資料の1ページをお願いいたします。ただいまの変更点については、1ページの内容のとおり、3月2日に告示を行い、同日に漁獲可能量を変更しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

木下会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ないようでございますので、報告事項について終わります。

木下会長

それでは、これをもちまして第19回高知海区漁業調整委員会を閉会いたします。

本日は委員の皆様、どうもありがとうございました。

(閉会)

本書は、第 22 期第 19 回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 前田 浩志 _____

議 長 澳本 健也 _____

議 長 木下 清 _____

議事録署名委員 畠中 悠 _____

議事録署名委員 川竹 佳子 _____